

[質問]

環境影響評価条例に環境影響評価の対象事業及び規模について御教示願います。

ゴルフ場、養豚場等は明確に事業が記載されています。その他の土地の改変事業について教えてください。

165ha 超の土地の森林伐採、伐根、切土、盛土を行う事業は環境影響調査の対象になりますでしょうか？

[回答]

お問合せいただいた内容について、以下のとおり回答します。

鹿児島県環境影響評価条例施行規則の別表第1第17項に規定されているとおり、「一般地域内における対象事業の要件」は「前各項に掲げるものを除く事業で、土地の区画又は形質を変更するもの（一団の土地の区域の改変の面積が40ヘクタール以上であるものに限る。）」、「特定地域内における対象事業の要件」は「前各項に掲げるものを除く事業で、土地の区画又は形質を変更するもの（一団の土地の区域の改変の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。）」とされています。

鹿児島県 環境林務部

環境林務課 企画調整係

TEL:099-286-2587（直通）